

法務省矯少第89号
令和6年5月2日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
田中義恭殿

法務省矯正局少年矯正課長 山本宏一
(公印省略)

「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に係る高等学校関係者向け手引」の周知について（依頼）

平素から矯正行政につきまして、格段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、これまでも、「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業」の実施に当たり、学校教育法施行規則の一部改正のほか、高等学校通信制課程（以下「通信制高校」）と少年院との連携強化等に御尽力をいただいていたところですが、同モデル事業の成果を踏まえ、本年度から全ての少年院において、本取組を推進することとしました。

このような状況にあって、今般、通信制高校等と少年院が連携して少年院在院者に教育機会等を提供し、少年院在院者に対する処遇の一層の充実を図ることを目的とし、別添のとおり「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に係る高等学校関係者向け手引」を作成いたしました。

つきましては、通信制高校等に対して広く周知していただくとともに、通信制高校等と少年院との更なる連携強化につき格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(担当)

法務省矯正局少年矯正課
少年院第一・第二係

電話 03(3580)4111(内線6745)